



女川町監査委員告示第5号

令和2年6月15日付けの監査結果報告書に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、女川町長から措置状況の通知があったので、その内容を下記のとおり公表する。

令和2年8月11日

女川町監査委員 丸岡美穂



女川町監査委員 佐藤誠



記

監査指摘事項等	措置（改善・検討）状況
<p>第6款農林水産業費 ニホンジカ捕獲用わな維持管理業務の上半期委託料が、令和2年4月9日に支払いされているのが確認された。支払い遅延の理由は、当該業者が請求書を送付するのを失念していたことと、役場担当者も支出執行状況を確認しないで、4月の人事異動の際にその事実が判明したこと。</p> <p>前回の財務監査でも地方卸売市場特別会計に属する支払いが、業者からの請求書の提出が遅れたために支払いが遅れたことを指摘したばかりである。再発防止のための対策を講ずることを求める。</p>	<p>支払い遅延につきましては、監査委員の御指摘のとおりであります。具体的な理由につきましては、受託者から上半期分の完了報告書の提出があり、完了検査までは終了していたものの、その後の請求書の送付が失念していたということも一つの要因ですが、昨年10月の台風19号の影響により町内林道17路線全てに被害を受けました。その復旧等業務のため多忙を極め、支出状況の確認を怠ったことも要因の一つであります。</p> <p>今後につきましては、前回・今回の指摘を踏まえ、係内及び課内において、定期的な支出状況等を確認すること、<u>具体的には財務会計システム内の機能（歳出予算執行状況表）</u>により、担当係長は少なくとも1か月に1度（月末）執行状況を確認、担当課長、参事等にあっては、少なくとも四半期に1度、執行状況を確認することとし、令和2年7月15日付けで各課長あて予算執行状況の確認の徹底について通知を発出しているところであります。</p>